

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年1月30日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">限度額設定型貿易保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00004 沿革 (略)</p>	
<p>(てん補危険)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、次の各号の損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売した場合において、次条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由によって当該輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の代金を回収することができないことにより受ける損失。</p> <p>三 被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて技術等の提供を開始し、当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において、次条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由によって当該対価を回収することができないことにより受ける損失。</p>	<p>(てん補危険)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、次の各号の損失を、この約款の定めるところに従い、てん補する責めに任ずる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて輸出貨物を輸出又は仲介貿易貨物を販売した場合において、次条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該輸出契約等の輸出貨物又は仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の代金を回収することができないことにより受ける損失。</p> <p>三 被保険者が、保険関係の成立した輸出契約等に基づいて技術等の提供を開始し、当該技術等の提供の対価が当該契約の当事者間で確認されている場合において、次条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由によって当該対価を回収することができないことにより受ける損失。</p>	
<p>(損失額)</p> <p>第6条 第3条第1号のてん補危険の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が第4条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売することが</p>	<p>(損失額)</p> <p>第6条 第3条第1号のてん補危険の損失の額は、保険価額のうち、被保険者が第4条第1号から第13号までのいずれかに該当する事由により輸出することができなくなった輸出貨物又は販売することが</p>	

<p>できなくなった仲介貿易貨物（第4条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することができなかった輸出貨物及び販売することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>2 第3条第2号又は第3号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、第4条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（第4条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した時）までに回収することができない代金等の額から次条各号（第5号及び第6号を除く。）の金額を控除した残額をいう。</p>	<p>できなくなった仲介貿易貨物（第4条第1号、第2号又は第8号のイ若しくはニのいずれかに該当する事由が生じたため輸出貨物の輸出又は仲介貿易貨物の販売が著しく困難となったと認められる場合において、輸出契約等で定める船積期日から2月を経過した日までに輸出することができなかった輸出貨物及び販売することができなかった仲介貿易貨物を含む。）の輸出契約等に基づく代金の額から次条各号の金額を控除した残額をいう。</p> <p>2 第3条第2号又は第3号のてん補危険の損失額とは、保険価額のうち、第4条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限（第4条第14号に該当する事由によるときは、決済期限から3月を経過した時）までに回収することができない代金等の額から次条各号（第5号及び第6号を除く。）の金額を控除した残額をいう。</p>	
<p>（決済期限前の請求）</p> <p>第25条 被保険者は、決済期限前において、第4条各号のいずれかに該当する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。</p> <p>2～3 （略）</p>	<p>（決済期限前の請求）</p> <p>第25条 被保険者は、決済期限前において、第4条各号のいずれかに該当する事由の発生により決済期限までに代金等を回収することができないことが確実であるときは、損失の発生について、日本貿易保険の確認を求めることができる。</p> <p>2～3 （略）</p>	
<p>（保険代位）</p> <p>第28条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が、輸出契約等の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、その他の未回収額（次項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関し被保険者が行使しうる債権について支払責任又は賠償責任を負う者（以下「回収に係る権</p>	<p>（保険代位）</p> <p>第28条 日本貿易保険は、保険金を支払ったときは、法第42条の規定に基づき、保険契約者又は被保険者が、輸出契約等の相手方、保証人等信用補完措置を行う者、その他の未回収額（次項に定めるものをいう。以下この項において同じ。）に関し被保険者が行使しうる債権について支払責任又は賠償責任を負う者（以下「回収に係る権</p>	

<p>利行使等の相手方」という。)に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。))。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 前項に規定する未回収額とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第23条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額(延滞利息を除く。)をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第3条第2号又は第3号のてん補危険にあつては、第4条第1号から第9号まで、第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金等の額</p>	<p>利行使等の相手方」という。)に対して有する未回収額及び決済期限の翌日から発生する延滞利息(保険金請求日までに回収した元本について生じた延滞利息を除く。)に係る権利を、以下の割合で取得する(以下、当該権利につき本条に基づいて日本貿易保険が取得する割合を「代位比率」といい、当該権利のうち、代位比率に基づき日本貿易保険が取得する権利を「代位債権」という。))。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 前項に規定する未回収額とは、輸出契約等に係る以下の各金額のうち、第23条に基づく保険金の支払の請求時において回収できていない金額(延滞利息を除く。)をいう。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第3条第2号又は第3号のてん補危険にあつては、第4条第1号から第9号まで、第12号又は第14号のいずれかに該当する事由により被保険者が決済期限までに回収することができない代金等の額</p>	
<p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和5年3月20日から実施する。</u></p>		